

## 仲 裁 判 断

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

JSAA-AP-2018-010

申 立 人：X

被 申 立 人：一般社団法人 全日本テコンドー協会 (Y)

被申立人代理人：弁護士 恒石 直和

## 主 文

本件スポーツ仲裁パネルは、申立人と被申立人との間に成立した以下の内容の和解を、仲裁判断とする。

1. 申立人は、被申立人が申立人に対して平成 30 年 5 月 30 日付けで行った注意処分（以下「本件処分」という）が有効であることを認める。
2. 被申立人は、本件処分に至る被申立人の調査及び手続に不十分な点があったことを認め、申立人に対して真摯に謝罪する。
3. 被申立人は、上記 2.の事態が今後生じないように、再発防止に関する適切な施策を講じるものとし、当該施策の検討、作成にあたっては申立人及び被申立人が協力して行うことを誓約する。
4. 申立人及び被申立人は、申立人と被申立人の間には、本件処分及びこれに起因する一切の紛争に関し、この仲裁判断に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
5. 仲裁費用（申立料金を含む）はこれを二分し、うち 1 を申立人の負担とし、その余を被申立人の負担とする。

## 理 由

### 第 1 判断の理由

- 1 2018年11月27日、申立人は被申立人を相手方として、本件仲裁を申し立てた。
- 2 本件スポーツ仲裁パネルは、2019年3月19日、同日付け審問期日において、当事者双方の承諾を得た上で、当事者双方に和解案の提案を行った。申立人及び被申立人は、本件スポーツ仲裁パネルの提案する和解案に合意し、スポーツ仲裁規則第45条に基づき、和解内容を仲裁判断とすることを要請した。
- 3 以上の経過から、本件スポーツ仲裁パネルは、両当事者の和解内容を仲裁判断とする要請を受けてこれを相当と認め、和解内容等を仲裁判断とする。

### 第 2 結論

よって、本件スポーツ仲裁パネルは主文のとおり判断する。

以 上

2019年3月28日

スポーツ仲裁パネル

仲裁人 棚村 政行

仲裁人 渡邊 健太郎

仲裁人 高田 佳匡

仲裁地 東京

(別紙)

## 仲裁手続きの経過

1. 2018年11月27日、申立人は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「機構」という。）に対し、「仲裁申立書」「証拠説明書」「審問等仲裁における補佐人同行申請書」及び書証（甲第1~8号証）を提出し、本件仲裁を申し立てた。
2. 同月28日、機構は、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第15条第1項に定める確認を行った上、同条項に基づき申立人の仲裁申立てを受理した。
3. 同年12月12日、被申立人は機構に対し、仲裁人の選定を当機構に一任する旨の「仲裁人選定通知書」を提出した。
4. 同月17日、申立人が期限までに仲裁人を選定しなかったため、規則第22条第2項に基づき、申立人側仲裁人として渡邊健太郎を選定し、「仲裁人就任のお願い」を送付した。
5. 同月18日、渡邊健太郎は、仲裁人就任を承諾した。  
同日、機構は、被申立人が機構に仲裁人選定を一任したため、被申立人側仲裁人として高田佳匡を選定し、「仲裁人就任のお願い」を送付した。  
同日、高田佳匡は仲裁人就任を承諾した。
6. 同月19日、被申立人は機構に対し、「答弁書」「答弁書別紙」「証拠説明書」「委任状」「履歴事項全部証明書（法人）」「経営会議運営規程」「常務会運営規程」「正会員総会運営規程」「専門委員会規程」「組織及び業務分掌に関する規程」「組織図」「理事会運営規程」及び書証（乙第1~11号証）を提出した。  
同日、機構は、渡邊仲裁人及び高田仲裁人に対し、「第三仲裁人選定のお願い」を送付した。
7. 同月21日、渡邊仲裁人及び高田仲裁人は機構に対し、「第三仲裁人選定通知書」を提出した。
8. 同月25日、機構は、「第三仲裁人選定通知書」に基づき、棚村政行を第三仲裁人として選定し、「仲裁人就任のお願い」を送付した。  
同日、棚村政行は、仲裁人長就任を承諾し、棚村仲裁人を仲裁人長とする、本件スポーツ仲裁パネルが構成された。
9. 2019年1月16日、本件スポーツ仲裁パネルは、両当事者に対する釈明事項に関して「スポーツ仲裁パネル決定（1）」を行った。
10. 同年2月5日、申立人は機構に対し、「スポーツ仲裁パネル決定(1)に基づく申立

人書面」「証拠説明書（2回目提出分）」及び書証（甲第9～11号証）を提出した。

11. 同月6日、被申立人は機構に対し、「準備書面(1)」「証拠説明書2」及び書証（甲第12～17号証）を提出した。
12. 同月12日、本件スポーツ仲裁パネルは、被申立人に対する釈明事項に関して「スポーツ仲裁パネル決定（2）」を行った。
13. 同月22日、被申立人は機構に対し、「準備書面(2)」「証拠説明書3」及び書証（乙第18号証）を提出した。
14. 同年3月8日、本件スポーツ仲裁パネルは、審問期日について「スポーツ仲裁パネル決定（3）」を行った。
15. 同月12日、被申立人は機構に対し、「証拠申出書」を提出した。
16. 同月13日、本件スポーツ仲裁パネルは、審問期日の出席者及び証人について「スポーツ仲裁パネル決定（4）」を行った。
17. 同月15日、本件スポーツ仲裁パネルは、審問期日の出席者について「スポーツ仲裁パネル決定（5）」を行った。
18. 同月19日、東京において審問が開催された。

以上

以上は、仲裁判断の謄本である。  
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構  
代表理事（機構長） 山本 和彦